

東日本大震災復興支援 生活支援相談員ニュースレター～VOL. 6～

平成28年1月発行

【発行】

岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 コミュニティ振興グループ

岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 TEL:019-601-7032 FAX:019-637-7592

～被災者の生活再建の過程で起こる様々な問題～

平成27年12月18日（金）、復興庁主催の「心の復興」研修交流会が開催され、市町村社協から多くの職員、生活支援相談員が出席しました。盛岡市の吉江暢洋弁護士の講演では、「被災者の生活再建の過程で起こる問題と対応策」について、下記の内容のお話がありました。

- 再建先での孤立化の課題について、コミュニティは長年の生活の中でつくられていくものなので、「コミュニティの再構築ができない」と考えるのではなく、「コミュニティをつくるための場、機会を提供する」と考えを転換すること。
- 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業によって宅地を分譲した地域で、地盤強度が不足する事例が露見している。建築基準法の基準を満たしていない場合は、自治体（造成側）の責任。建築基準法の基準は満たすが、ハウスメーカーや保証会社の独自安全基準を満たさない場合は、自己負担となるのかどうかの課題がある。
- 仮設住宅から災害公営住宅に転居する際の備品譲渡の取扱いは、自治体や仮設住宅により異なり不平等。被災者支援の視点で、柔軟に考え、現在壊している仮設住宅の備品等を必要な人に渡せるような仕組みが必要ではないか。
- 災害公営住宅入居時の「保証人」の問題について、国では「保証人がいなくても柔軟に対応するように」としているが、市町村により対応が異なる。
- 住宅に被害を受けたものの仮設住宅等には入らず、被災した住宅で生活を続けている被災者は様々な支援が受けられていない。
⇒ 住民から相談を受けた時は、「何が必要なのか」「何を求めているのか」の2つの視点で聞き取りし、必要に応じて岩手弁護士会法律相談センターや法テラス等にも相談して欲しい。

吉江弁護士は、釜石市社協が毎月開催する「お茶っこサロン連絡会」やJCN（東日本大震災支援全国ネットワーク）が開催する「ケース検討会議 in 岩手」等に参加し、挙げられた課題に対して、専門的見地から助言をしています。これまでの会議では、上記内容の他、内陸に避難している方が沿岸に帰還する際の個人情報の提供の問題が挙げられました。

- 個人情報の保護に関する法律+行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律+独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律=3法。これに各自治体の条例1700以上+主務官庁のガイドライン40以上で個人情報保護が構成されているから複雑である。
- 行政から情報を得るには条例を参照、民間同士なら個人情報保護法を参照。
- 本人の同意なしで提供するためには、緊急性または公益性が必要で、該当しない場合は自治体の審議会の承認が必要。つまり、民間の場合は緊急時や生命に関わるとき。自治体の場合は法定事務の遂行。
- 「緊急時」の定義がなく、事例を積み上げないと基準ができない。

～沿岸地区民児協でこれまでの活動を振り返る～ ◆ 田野畑村 ◆

平成 27 年 12 月 16 日（水）、岩手県民生委員児童委員協議会の「沿岸地区民児協訪問事業」で、田野畑村を訪問し、意見交換をしました。当日は、民生委員・児童委員 20 名に加え、生活支援相談員 3 名が参加し、1 グループ 5～6 名に分かれ、「これまでの活動を振り返って印象に残っていること」、「今後の活動に向けて気になっていること」等について、話し合いました。

民生委員・児童委員からは、「生活支援相談員がひとり暮らし高齢者（重点見守り世帯）を週 1 回訪問し、サロンを月 2 回開催しているので大変助かっている」との声がありました。

助言者の青森県在宅保健師の会 監事の柴田ミチ氏からは、「人は一人では生きていけない。誰かの支えがあり、助け合いの中で気持ちが豊かになり、楽しく生活することができる。助け合いの手を差し伸べる皆さんが元気であることが大事なので、健康に気を付けていただきたい」との言葉があり、民生委員・児童委員だけではなく、県内の生活支援相談員にも通じる言葉だと感じました。

（柴田氏には、平成 24 年度～26 年度まで、「被災社協職員のための支援プロジェクト」で、陸前高田市を中心に、大船渡市、釜石市の生活支援相談員の心のケアのため、個別面談をしていただきました。）



～沿岸の生活支援相談員が情報交換会に参加～ ◆ 大船渡市 ◆

平成 28 年 1 月 13 日（水）、大船渡市 Y・S センターにて、沿岸の生活支援相談員情報交換会を開催しました。花巻市のかんな福祉相談支援事務所 所長の高橋岳志氏の進行のもと、午前中は「コミュニケーション手法を体験しよう」、午後は、「日頃の活動について情報交換しよう」をテーマに、グループワーク、情報交換を行いました。

情報交換では、悩み、失敗談、課題、素朴な疑問、やりがい、嬉しかったこと、目標等について、グループ毎に自由に話し合いました。「移住再建した方々から“寂しい”という声が多く聞かれる」、「仮設住宅退去後の災害公営住宅のコミュニティ形成について」、「今後のサロン活動について」、「訪問頻度について」、「感謝の言葉と信頼関係が築けたときが嬉しい」等様々な内容が挙げられました。

災害公営住宅のコミュニティ形成については、自治会と社協が共同でサロンを開催し、後々、自主開催できるよう進めていること、また、市町村によって、災害公営住宅担当の有無も異なること等の話がありました。



参加者からは、「悩みを他地区の相談員に聞いてもらい、いろいろアドバイスをもらえた」、「日々の業務から困難ケースまで意見交換ができ、有意義な時間だった」との声があり、市町村を越えて交流する機会の必要性を感じました。

今後は、2 月に内陸部の生活支援相談員の情報交換会を開催します。（1 月 18 日（月）開催予定だった宮古会場の情報交換会は、暴風雪警報の発令に伴い、3 月 2 日（水）に延期します。）